

携帯電話の使い方の再確認を！

1. 児童生徒の携帯電話に電話・電子メールをすることは原則として禁止する。
2. 児童生徒との間で携帯電話の番号やメールアドレスを取得したり伝えたりしないこと。

平成23年11月30日付け 教教高第619号 県立学校通知 (一部省略)



管内の小中学校では、校内研修を行い、注意事項を確認しました。

携帯電話の使い方についての確認事項	小学校	中学校
メール交換は絶対禁止する。	55	19
児童・生徒や保護者に個人的な携帯電話やメールをしない。	18	6
メールでの連絡が必要な場合は学校PCから行う。	4	1
直接、児童生徒の連絡するのではなく保護者へ連絡する。	6	4
保護者への連絡は原則、電話か文書とする。	2	0
他に方法がない場合は、事前事後に管理職に報告する。	4	0
部活動の連絡など、どのような場合に使用するかを明確にしておく。	0	4
不登校児童生徒への対応等、他に方法がない場合に限り使用することとし、あらかじめ、氏名・連絡内容を管理職に届けておく	1	3
緊急時の場合は上司の許可をとる。	9	2
携帯電話の受発信は非常用・特別用とする。	1	1
指導や相談等で連絡した(してきた)場合は「記録・報告」をする。	1	1
メールがきても必ず電話で返す。	0	1
メールがきたら「学校へ連絡してください」と伝える。	0	1
卒業生にも個人的なメールや携帯電話でやりとりをしない。	1	2
メールアドレスや携帯電話の番号を教えない。	14	7

卒業生との
携帯電話での
やりとりは
大丈夫ですか。

平成23年12月校内研修実施状況の報告から(複数回答あり)



各校での取り決めが組織として実行されているか確認してみましょう！

※「児童生徒に個別に指導する際の密室にしない工夫」についても確認しましょう。